質　問　回　答

2023 年 11 月 6 日

「「全世界交通管理 DX 技術に係るプロジェクト研究」
（公示日：2023 年 10 月 25 日／調達管理番号：23a00645）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 19 頁（3）定額計上について 4. 現地調査に係る旅費	現地傭人の渡航時の旅費も、定額計上金額「現地調査に係る旅費」（9,464,000 円）に含まれますでしょうか。 第 3 国にて傭人雇用を検討しております。同傭人を現地調査へ参加させる場合、定額計上金額「現地調査に係る旅費」（9,464,000 円）に含まれているという理解で問題ございませんでしょうか。	定額計上金額の「現地調査に係る旅費」には現地庸人の費用は含まれておりません。
2	企画競争説明書 18, 19 頁（2）別見積について（評価対象外） 及び（3）定額計上について	「現地調査に係る旅費」が 18 頁（2）別見積について（評価対象外）及び（3）定額計上についての両方に記載されておりますが、どちらが正しいでしょうか。	「現地調査に係る旅費」については定額計上が正しく、18 頁（2）別見積について（評価対象外）2）現地調査に係る旅費（空港賃・日当・宿泊費）の記載は誤りとなります。 なお、18 頁（2）別見積について（評価対象外）4）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費に当たる場合は別見積もりの提出をお願いします。

3	P.18 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (3)定額計上について	定額計上の国内再委託について、P.9 では、「当該分野の研究を行っている学術機関への再委託」とあるが、該当する機関は限られていることから、随意契約とすることは可能か。もしくは競争入札をする必要があるのか。国内再委託先の選定方式を決定するのは、契約交渉時点なのか。	定額計上ですので契約交渉時・契約締結後でも国内再委託先について決定することは可能です。また、JICA ホームページに公開されております「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」の「第3 国内再委託契約への準用」の次の記載をご参照ください。「一方、日本国内における再委託契約を認める必要性を例外的に検討する場合においては、相当程度高度な分析・解析等を必要とすることが大半であり、その場合、受注者と経常的に取引関係があり、信用が置ける特定の再委託先との契約が望ましいとされることが多いと認識しています。このような場合においては、単に現地再委託契約に係る運用を適用するのではなく、契約交渉時点で、国内再委託契約相手先や再委託契約金額の妥当性を確認し、これを特記仕様書等に規定するなどの方法も検討されなければならないと考えます。これら個別の取扱いについては、個別の案件において協議することとします。」 (ent_201704_guide.pdf (jica.go.jp)
4	P.20 別紙 プロポーザル評価配点表	旧ガイドライン(2022 年 4 月版)では、業務主任者と副業務主任者の担当業務名が異なる場合(業務主任者の担当業務名が評価対象であり、副業務主任者の担当業務名が評価対象外である場合)は、「類似業務の経験」の評価は業務主任のみとなっていたと認識している。新ガイドライン(2023 年 10 月版)でも、同様の評価方法となるのか。(業務主任者の担当業務名がプレ公示	本年 10 月以降公示の案件(本件も該当)では、企画競争説明書において業務主任者の担当専門分野を指定しておらず、競争参加者による提案をお願いしています。業務管理グループとして応募する場合の副業務主任者の担当専門分野についても同様です。それぞれご提案頂く担当専門分野についての類似業務経験を評価します(ご質問にある旧評価方法は適用しません)。

		時点での評価対象であり、副業務主任者の担当業務名がプレ公示時点での評価対象外又はプレ公示に無い担当業務名である場合、「類似業務の経験」の評価は業務主任者のみとなるのか。）	なお、プレ公示の記載内容は評価において考慮しません。

以　上